

新 医 協 会 則

〈名称及び所在地〉

第一条 本協会は新医協（新日本医師協会）と称し、事務所を東京都内におく。

〈目的〉

第二条 本協会は国民の生命と健康を守り、国民本位の医学・保健・医療・福祉の進歩をめざす。

〈活動〉

第三条 本協会の活動は次に掲げる。

一、医学・保健・医療・福祉の創造的、学術的総合的発展をめざす活動。

(1) 医学・保健・医療・福祉担当者の諸能力を充分に発揮させるための諸条件の改善と研修のための活動。

(2) 保健・医療諸制度の民主的改善のための活動。

(3) 医学・保健・医療・福祉の教育・研究の充実と民主的強化のための活動。

二、平和と民主運動との連帯、強化のための活動。

三、医学・保健・医療・福祉の国際交流。

四、これらの活動を前進させるための研究集会、シンポジウム、講座などの開催、機関紙「新医協」・学術誌『医学評論』の刊行とその他の出版活動をおこなう。

〈会員〉

第四条 一、本協会は医学・保健・医療・福祉等に携わるもので構成する。

二、本協会の会則に賛成し、会員一名の推薦を受け、会費を収めれば会員になることができる。

三、会員は本協会のすべての活動に参加でき、機関紙の配布をうける。

〈機関〉

第五条 本協会の機関は総会、理事会、常任理事会とする。

〈総会〉

第六条 一、本協会の最高機関は総会であり、総会は会長の招集によって毎年一回開催される。

また、理事の過半数の要求があつた場合には臨時総会を開催する。

二、総会は活動方針、予算、決算の承認、会費決定と四役、理事若干名、監事二名の選出及び会則改定をおこなう。

三、総会は第十一条及び第十二条にもとづく都道府県各支部、各ブロックの支部より選任された代議員と各領域部会、各課題別委員会より選任された代議員とで構成される。

四、総会の成立は委任状を含む代議員の三分の二の出席で成立し、決定は出席代議員の過半数の賛成を必要とする。

五、代議員の選任基準は別に定める。

〈理事会〉

第七条 理事会は総会につぐ決議機関で会長がこれを招集する。理事会は理事と四役で構成し年三回開催し、会務の審議決定、常任理事の互選、支部、領域から推薦された理事の追加（次の総会で承認をうける）をおこなう。

〈常任理事会〉

第八条 常任理事会は定期に開催し、必要によっては臨時に会長によって招集される。常任理事会の構成は常任理事と四役でもって構成し、総会、理事会の決定にもとづいて会務を審議し、執行する。

〈四役と任務〉

第九条 本協会は次の四役をおく。

(1) 会長 一名 会長は本協会を代表し、協会の活動を統轄する。

(2) 副会長 若干名 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

(3) 事務局長 一名 事務局長は事務局を統轄する。

(4) 事務局次長 二名 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはこれを代行する。

〈監事〉

第十条 監事は本協会の会計を監査し総会に報告する。監事が必要と認めたときに理事会、常任理事会に出席し意見をのべることができる。

〈支部、ブロック支部及び支部準備会〉

第十一条 一、本協会は都道府県ごとに支部をおく。また、理事会の承認により複数の都道府県にまたがってブロック支部をつくることができる。支部は支部長と支部役員を選出する。

二、支部が結成されていない都道府県は支部準備会をつくる。代議員の選出については理事会の判断をおこなう。

〈領域部会及び課題別委員会〉

第十二条 本協会は医学・保健・医療・福祉の諸分野・課題の専門的な究明のために領域部会、課題別委員会をおく。部会、委員会は若干の世話人を選び運営される。

〈財政〉

第十三条 本協会の財政は個人会費、賛助会費、特別会費、事業収入、雑収入によってまかなう。

〈名誉会長及び顧問〉

第十四条 本協会に名誉会長及び顧問をおくことができる。名誉会長及び顧問は理事会が推薦し、総会で承認をうける。

一九九七年十一月二十三日